

北欧＝最近障害者事情 PARTⅡ ● 第3話 ●

ニールスの移動保障

全国障害者問題研究会事務局長
日本障害者協議会理事

藺部 英夫

ストックホルムの移動は地下鉄・バス・トラムの共通チケットが便利だ。土曜日、念願の市立図書館を見て、地下鉄に乗って、次の目的の駅で地上に出た。しかし、迷った。

地図を出して、太陽の方角を確認し、東西南北を指さして…でも、よくわからない。見かねたのか、散歩していた老紳士が「いまは、ここですよ」と地図を指さして教えてくれた。

そこがアドルフ・フレドリクス教会。人が集まっているので行ってみると、真っ赤な薔薇が手向けてあった。「OLOF PALME」。暗殺されたパルメ首相の墓だ。

アメリカによるベトナム戦争、ソ連による「プラハの春」軍事制圧、南アフリカのアパルトヘイト、スペインの独裁政治などを痛烈に批判した平和運動家だった彼は、1986年雪の日、映画を夫人と一緒に見た帰りの路上で狙撃された。59歳。犯人は今も謎のままだ。ストックホルムの秋の日差しは柔らかく彼の墓標を照らしている。

■ニールスの住む街角



金曜日の昼下がり、ニールスのお宅を訪問した。ニールスは、DHR(スウェーデン障害者連合)のストッ

クホルム市代表。全国で2万5000人が参加し、ストックホルム市には1,500人の会員がいるという。

地下鉄で12駅数えたので、だいぶ郊外に来了。移民の人たちが多いエリアだ。ニールスが住む市営住宅も、移民や高齢者、障害者が多い。

「移民」をめぐる歴史がある。19世紀から20世紀初頭、貧困のため人口の5分の1がアメリカ大陸に移住した。そして、第二次世界大戦後から1960年代、経済成長による労働力不足に、女性の進出と移民が受け入れられる。政治的難民の受け入れも積極的で社会保障は守られた。しかし、80年代から「仕事がないのは移民のせいだ」「移民や難民手当が財政を圧迫している」などの非難もあり、社会問題として浮上している。

この間、訪問したいいくつかの学校でも、大きな困難の一つは、多様な民族、多様な価値観、生活習慣の違いを尊重しながらインクルーシブ(排除しない)教育をしていくことだと聞いた。

■移動保障費用は、年額1600万円！

さて、ニールスのくらしの話。

- 1日12時間のパーソナルアシスタンスを仕事場(DHR)と家とで必要なときに利用している。根拠は94年のLSS法(社会サービス法)だ。
- 1日12時間というのは、年間を通してのおおまかな目安で、海外に行くときは2人のパーソナルアシスタントがつくことが決められている。
- 家は91平米の広さの3DK。料理を自分で作るのは好きだ。



メモ

■第20条「締約国は、障害者ができる限り自立して移動することを容易にすることを確保するための効果的な措置をとる」

■第24条「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」

□資料「北欧ノート」

<http://www.nginet.or.jp/kinbe/>

ビックリしたのが、次の質問への答えだ。

——仕事場への移動はどうしてますか？

ニールス＝「1カ月分の地下鉄定期代を支払うと、地下鉄が利用できない私の場合、タクシーを使っている。費用は年額で1600万円です」「ストックホルム県全体では、移動が困難な高齢者・障害者が8万5,000人いる。その人たちの移動にかかる年間の費用は70億円以上です」。



タクシー券やガソリン代の一部補助とは次元が違う。何度も電卓をたたいたが、障害のある人一人の移動を保障するということは、その財源を自治体がすべて責任を持つことなのだ。

しかし、一人1600万円のお金だ。どう考えればいいのか？

ニールスは不思議そうな顔をして、「移動費は、高齢によって同じように移動が困難な人にも支払われる。だれもがそうな可能性があるのだから、みんなは当然と思っている。タクシー会社は喜ぶけど、それもまた地域の経済に役立っている」。

経済評論家の内橋克人さんは『共生の大地 新しい経済がはじまる』（岩波新書）で、市場経済だけでなく、福祉、環境、文化にとどまらないヒューマン・インターフェースを必要とする多様な領域で新しい「働き手」が大きな位置を占める「多元的経済社会」への展望を述べている。

今、「グローバル恐慌」の中で、地域の経済と福祉との関係を根本的にとらえ直す必要があるのではないか。

■移動の権利と障害者権利条約

障害者権利条約は、第20条で「移動を容易にする

こと」を定めている。ニールスの暮らすスウェーデンでは当然のこととしてすでに実施されている。

11月末、権利条約の批准をめぐって政府と障害者団体との7回目の意見交換会があり、次のような応答があった。

◇障害者団体＝多額の交通費が自己負担になっていることが多い。どの学校に通う如何にかかわらず、少なくとも義務教育の期間には、通学をはじめとする必要な支援については本人・保護者の費用を無料とすべきである。

◇文科省＝家庭の経済的負担能力に応じて、通学費、寄宿舎にともなう経費、学用品などの補助を行っている特別支援教育就学奨励費によって経済負担は軽減されている。就学奨励費の充実を図っていきたい。

＊

しかし、私が住む東京郊外の町。3人の視覚障害のある子どもたちが15キロ離れた盲学校に、車ならば1時間15分、通勤ラッシュ時電車やバスを乗り継ぐと片道1時間半の道のりを通学している。

たしかに通学費として就学奨励費は支給されている。が、月額2,000円程度だ。自立支援法がらみの「移動支援」は、小学生の場合、市では月10時間しか認めていない。残りは自己負担で月2万円は越える。もちろん往復の時間を含め親の付き添いは経済カウントなどされない。

「障害のある子は学校へ来るなってこと」「義務教育の義務ってだれの義務なのか」「親としてどんな活動をしていけばいいの」。市内の「つどい」で発言されたお父さん、お母さんの言葉がこころを突き刺している。

「（権利条約の）世界の流れに少しは期待しているのかな」。お父さんがつぶやいた。

（つづく）